

第4章 計画の進行管理について

1 総合計画の進行管理について	82
2 事務事業計画の工程（イメージ）について	83
3 進行管理体制について	84
4 評価の段階	85
5 事務事業評価に基づく新たな事業の開発	85

総合計画の進行管理について

1 総合計画の進行管理について

本計画は以下の2つの評価を以て進行管理とします。

(1)事務事業評価(事業計画及び事業報告)

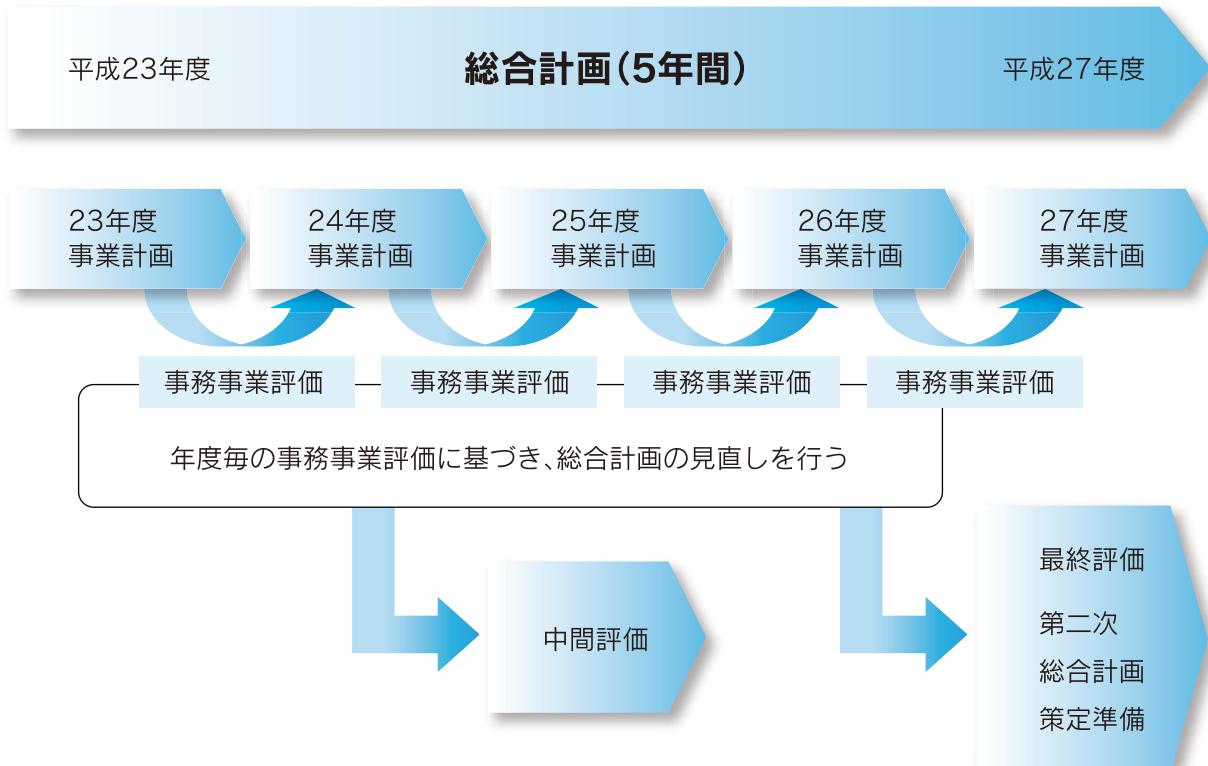
年度毎に総合計画に基づいた事業計画を作成し、達成目標を明確にします。

事業計画の進捗状況について、事務事業評価を行い、その結果について事業報告を行います。さらに事務事業評価結果を踏まえ、次年度の事業計画を作成します。

(2)総合計画評価(計画の見直し)

5年分の事務事業評価を踏まえ、計画の中間年には中間評価を行い、最終年度(27年度)には総合計画そのものの評価を行い、社会情勢の変化等を踏まえ使命・理念の見直しを行います。見直しの結果を踏まえ第2次総合計画の策定について検討します。

計画の進行サイクル



2 事務事業評価の工程について(イメージ)

進行管理の具体的な工程については、事業計画及び予算編成時期が事業報告及び決算時期よりも早くなってしまうため、次のイメージとなります。

指定管理事業等長野市からの受託事業等については、予算要求時期が9月頃予定されるため、その予算要求時に併せ4月～9月の該当事業の事務事業評価を行います(事務事業評価の実施Ⅰ)。指定管理事業等長野市からの受託事業等以外は、当該年度の4月～12月の事務事業評価を1月に実施し(事務事業評価の実施Ⅱ)、その評価に基づき次年度事業計画の作成及び予算編成を行います。

次年度に前年度1月から3月までの事務事業実施状況を加味して、最終的な事務事業評価をまとめます(事務事業評価のまとめⅢ)。結果を踏まえ、事業実施内容及び評価を事業報告書に記載します。

なお、評価に当たっては総合計画を常に意識し実施します。

また、本工程はイメージであり、受託事業の予算要求時期の変更等により事務事業評価時期等は変化します。

事務事業評価(事業計画及び事業報告)の工程(イメージ)

月	事務事業評価
9月	【事務局】 長野市受託事業に関連する事業の事務事業評価Ⅰ ＊長野市への予算要求時期に併せ該当事業分を実施
10～12月	
1月	【事務局】 次年度に向けて事務事業評価の実施Ⅱ
2月	【事務局】 次年度事業計画の作成及び予算編成 ＊事務事業評価Ⅰ及びⅡを踏まえ作成
3月	【理事会】 事業計画・予算の議決
4月	【事務局】 前年度事務事業評価のまとめⅢ ＊事務事業評価Ⅰ及びⅡを踏まえ1～3月実施内容を加味して再評価し、事業報告・決算の作成
5月	【事業執行状況及び会計状況監査】 事務事業執行状況及び会計状況監査 【理事会】 事業報告・決算の議決

3 進行管理体制について

本計画策定にあたり事務局会議・事務局プロジェクトを編成し、同一の事象に対して、3課の垣根を超えて意見を交わすことにより、それぞれの専門性が発揮できる場として機能してきました。

このようなセクションの枠を超えた協議体制を築くことにより本計画を実効性のあるものにすることができる、本計画策定後は本体制を強化し、福祉課題把握体制の構築及び本計画の進行管理を実施します。

○総合計画評価委員会(仮称)の設置

総合計画の進捗状況を適切に判定するため、第三者評価機関として総合計画評価委員会(仮称)を設置し、委員会に意見を求める体制とします。

総合計画評価委員会(仮称)の設置については、事務局での事務事業評価体制の構築と内部評価を蓄積した後、計画開始から中間年の3年目以降を目安として設置します。

総合計画評価委員会(仮称)での評価は以下の項目を中心に実施します。

【総合計画評価委員会(仮称)の実施事項】

- ①事務事業実施状況から第二次総合計画策定に関する事項
- ②事務事業の進捗状況に関する事項
- ③その他

○事務局会議

常務理事、各課管理職等により構成し、事務局プロジェクトが調査・研究・各種資料を作成した事項について検討する。

○事務局プロジェクト

事務局会議の元に設置し、各課3名程度の職員により構成し、以下の事項について検討・実施する。

- ①事務局会議検討事項に関する調査・研究・各種資料の作成
- ②福祉課題把握のための調査・研究に関する事項
- ③総合計画の進行管理に関する事項
- ④総合計画評価委員会(仮称)に関する事項
- ⑤新たな事業の開発に関する事項
- ⑥その他福祉課題把握及び総合計画に関する事項

4 評価の段階

事務事業評価		総合計画評価	
段階	第一段階	➡	第二段階
評価者	理事会・評議員会	➡	理事会・評議員会 総合計画評価委員会(仮称) (第三者機関)
評価対象	個別の事務事業 (施策目標に基づく事業)	➡	総合計画全体 (運営方針及び基本施策)
評価時期	単年度	➡	3年度(中間年)、5年度(最終年)
評価シート 取りまとめ	事務局	➡	事務局会議 事務局プロジェクト
評価シート 作成者	各事業担当者	➡	事務局プロジェクト

5 事務事業評価に基づく新たな事業の開発

本計画において本会活動を行うための根幹は、住民一人ひとりの福祉課題に立脚して、その福祉課題を見逃さず把握していくことがあります。

把握されたさまざまな福祉課題を評価基準として位置づけ、事務事業評価を行いながら既存サービスの充実を図ります。また、必要に応じて新たなサービスを開発していきます。